

ゆずと子育ての村
高知県北川村で暮らして
みませんか？

就農までの流れ（専業農家）

就農相談

起業家農業研修（3年）

独立自営就農

募集期間・人数

- 募集期間 随時
- 募集人数 2名

北川村について

北川村は高知県東部にある人口1,200人ほどの小さな村です。スーパーや病院、信号すらありませんが、生活圏は周辺町村と共有している部分が多くあり、生活に必要な施設は北川村の中心部から10分以内にほとんど揃っています。都会と比べると賑やかさはありませんが、意外と暮らしやすいかもしれません。

日本一のゆず産地である高知県の中でも、トップクラスの生産量を誇る北川村のゆず。日本で初めてヨーロッパに青果を輸出するなど、良質なゆずを生産しています。現在、後継者不足の解消に向け、支援制度の拡充や園地の整備を進めています。ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい。

- 乳児から高校卒業まで医療費無料
- 保育料無料（6ヶ月児から受入可能）

柚子部会の紹介

北川村のゆずの栽培は、幕末に活躍した中岡慎太郎が村内に自生していた柚子に目をつけ、農民に奨励したことが始まりとされています。その後、村の基幹産業として発展し、現在では村のほとんどの人がゆずに関わって生活をしています。市場の評価も高く、大手メーカーや海外の顧客の需要に応えるためには生産量が追い付いていません。ハウスは不要なので、初期投資もあまりかかりません。部員もたくさんおり（部員数：284名）、相談すれば聞いていないことまで教えてくれます。ぜひ一緒にゆずをやりませんか？



柚子部北川支部長の田所さん

問い合わせ先：北川村担い手育成総合支援協議会（北川村産業政策課）

TEL：0887-32-1221

Email：sangyo@vill.kitagawa.lg.jp

北川村ゆずHP：http://www.kitagawamura.jp/yuzu/



求める人材（地域おこし協力隊）

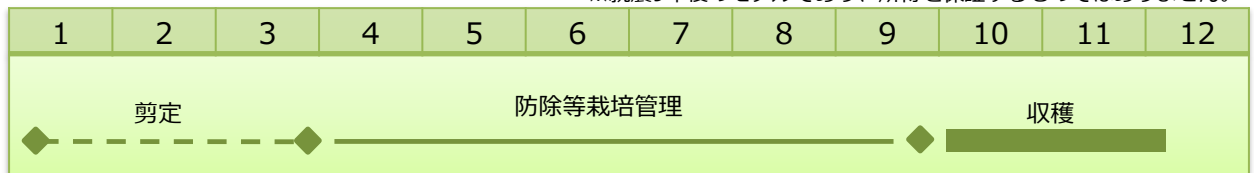
- (1) 年齢18歳以上（令和6年4月1日時点）かつ就農予定時の年齢が概ね50歳未満の方
- (2) 都市地域等（条件不利地域以外）から、北川村へ住民票を異動させて生活できる方（北川村地域おこし協力隊設置要綱に該当する方）
- (3) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (4) 地域住民とコミュニケーションを図れ、地域行事などに積極的に参加できる方
- (5) 協力隊終了後も北川村に定住する意思のある方
- (6) 普通自動車運転免許を有し、日常的に利用されている方
- (7) 次に該当しない方
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・公務員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

雇用形態等

- (1) 村と業務委託契約を締結し活動します。
- (2) 初年度の委託契約期間は契約日から当該年度末日までです。
委託契約期間は契約の日から最長3年間とし、年度ごとに更新するものとします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、委託契約期間中であっても契約を取り消すことができるものとします。
- (4) 2,900,000円/年を上限として、活動期間に応じた額を月々支払います。
- (5) 委託契約期間中は、活動に必要な公用車・草刈り機等の道具を貸与します。
- (6) 村内での暮らしには移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車の持ち込みをお勧めします。
- (7) 居住地として、村が用意する住宅に居住してもらいます。※水道光熱費は個人負担です。
- (8) 業務委託契約のため健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。国民健康保険、国民年金に加入してください。
- (9) 傷害保険に加入させてもらいます。

ゆず農家の作業体系と経営モデル（露地）

※就農9年後のモデルであり、所得を保証するものではありません。



■ 経営面積：150a ■ 売上高：1022万円 ■ 経費：440万円 ■ 差引収益：582万円

〈経営モデル〉 労働力2人、臨時雇用2人 ■ 年間総労働時間 4200時間

■ 10a当たり収量 2,500kg（青果出荷40%、酢玉出荷60%）

■ 装備：動力噴霧器、草刈機、軽トラック、脚立、コンテナ、農舎等

就農までの流れ

